

龍谷大学 理工学会

2025年度（参加日程2025年4月以降）より「学生会員の研究・開発活動に対する補助」

「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」の変更に関して(お知らせ)

理工学会「学生会員の研究・開発活動に対する補助」および「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」に関して、2025年度より一部変更を行います。
主な変更点に関しては以下のとおりです。

2025年度より、「**申請要項**」及び「**申請書様式**」の**変更**が生じますので、
詳細は、理工学会HPにて各自必ず確認の上申請を行ってください。

●龍谷大学理工学会

<https://www.rikou.ryukoku.ac.jp/gakkai/>

※2025年4月以降に新しい「申請要項」及び「申請書様式」は掲載いたします。
最新のものをよく確認して申請を行ってください。

2025年度（参加日程2025年4月以降）より

「学生会員の研究・開発活動に対する補助」の変更に関して

●宿泊費における補助の上限の変更

- ・これまで宿泊日数関係なく宿泊費における上限を一律としていた箇所について、1泊あたりの上限に変更。
 - ・宿泊費における、国内・国外に応じて宿泊費の補助上限額を変更。
 - ・宿泊費における、補助対象活動区分ごとの補助の金額を統一。
- ※ただし、本変更は宿泊費に関する補助の上限等の変更であり、補助対象活動区分ごとの補助額の上限は変更なしのため注意すること。

補助対象活動区分	現行の内容	変更後の内容
【A】 学会発表（国内）	領収書に基づき実費 東京都内：1万2千円（上限） その他地域：1万円（上限）	領収書に基づき実費 東京都内：1万2千円（ <u>1泊あたりの上限</u> ） その他地域：1万円（ <u>1泊あたりの上限</u> ）
【A】 学会発表（国外）	領収書に基づき実費 全ての地域：1万円（上限）	領収書に基づき実費 全ての地域： <u>1万2千円</u> （ <u>1泊あたりの上限</u> ）
【B】 競技会・展示会	領収書に基づき実費 1名1泊：5,000円上限	領収書に基づき実費 <u><国内> 東京都内：1万2千円（1泊あたりの上限）</u> <u>その他地域：1万円（1泊あたりの上限）</u> <u><国外> 全ての地域：1万2千円（1泊あたりの上限）</u>
【E】 協定大学単位互換	領収書に基づき実費 東京都内：1万2千円（上限） その他地域：1万円（上限）	領収書に基づき実費 東京都内：1万2千円（ <u>1泊あたりの上限</u> ） その他地域：1万円（ <u>1泊あたりの上限</u> ）

2025年度（参加日程2025年4月以降）より 「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」の変更に関して

●【F】学会聴講の補助上限額の変更

学部生（先端理工・理工学部生のみ）を対象とした、
学会聴講参加登録費に対する補助（【F】学会聴講）について、補助対象活動区分での上限を変更する。

	補助対象活動区分	現行の内容	変更後の内容
学部生の学会聴講参加登録費に対する補助	【F】学会聴講	1万円上限	<u>3</u> 万円上限

2025年度（参加日程2025年4月以降）より

「学生会員の研究・開発活動に対する補助」

「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」の変更に関して

●補助申請の回数の変更

これまで「【B】 競技会・展示会」のみ、1年度（参加年度）において複数回申請や他の補助対象活動区分との併用申請を可としていたが、2025年度より不可とし、すべての補助対象活動区分の中から、1年度（参加年度）につき1回の補助申請とすることに変更。
※1年度（参加年度）につき1回のみ申請のため、よく検討の上申請を行うこと。

補助対象活動区分		現行の内容	変更後の内容
学生会員の研究・開発活動に対する補助	【A】 学会発表 (国内)・(国外)	【A】 【C】 【D】 【E】 【F】の中から、 1年度（参加年度）につき1回 の補助申請とする。	【A】 <u>【B】</u> 【C】 【D】 【E】 【F】の中 から、1年度（参加年度）につき 1回の補助申請とする。
	【C】 派遣留学		
	【D】 北米拠点科目履修		
	【E】 協定大学単位互換		
	【B】 競技会・展示会	【B】 競技会・展示会のみ、 複数回申請や他の活動との併用申 請が可能。	※ 「【B】 競技会・展示会」における複数回申請 及び他の活動との併用申請について 不可 とする。
学部生の学会聴講参加登録費に対する補助	【F】 学会聴講	【A】 【C】 【D】 【E】 【F】の中 から、1年度（参加年度）につき1 回の補助申請とする。	

2025年度（参加日程2025年4月以降）より

「学生会員の研究・開発活動に対する補助」

「学部生の学会聴講参加登録費に対する補助」の変更に関して

★変更の適用開始時期について

研究活動の 「参加日程」が2025年4月1日以降のものを対象とする。

※参加日程が2025年3月31日までのものは、申請時期に関わらず現行のものを適用する。

※参加日程が2025年3月31日～2025年4月1日など年度を跨ぐ場合においては、参加日程の開始日を基準として適用可否を判断する。

例：参加日程2025年3月30日～2025年4月2日であった場合、2025年3月30日を基準とするため、今回の変更内容は適応されない。